

足柄上病院再整備事業基本設計等業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

足柄上病院再整備事業基本設計等業務にあたり、病院建設について豊富な知識・経験を有し、質の高い優れたアイデアを提案できる設計者を選定することを目的に、公募型プロポーザルを実施するものであり、本要領は必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 足柄上病院再整備事業基本設計等業務委託
- (2) 業務内容 本業務は、「神奈川県立足柄上病院再整備事業調査設計書等」(以下、「調査設計書等」という。)に基づき、足柄上病院再整備事業に係る基本設計等業務を行うものである。また、確実かつ迅速に次の行程である実施設計へと繋げるため、課題の整理や関係者との協議等、必要な関連作業を進めるものである。なお、業務内容の詳細は、別添「足柄上病院再整備事業基本設計等業務特記仕様書」によるものとする。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月24日
- (4) 発注者 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 理事長 吉川 伸治
- (5) 業務委託費 金64,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。
- (6) 留意事項
 - ア 本プロポーザルでの技術提案の内容は、調査設計書等に基づいた優れた考え方や高度な技術力を持つ設計者を選定するための「案」であり、本業務の履行にあたっては、発注者との協議により設計業務を進めるものとする。
 - イ 発注者が開催する再整備事業関係の院内協議や住民説明会等には、基本設計受注者も必要に応じて参加することとする。また、必要な資料等の作成も行うものとする。

3 窓口・問い合わせ先

地方独立行政法人神奈川県立病院機構 本部事務局総務企画部総務企画課

住所 〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町2-22 京阪横浜ビル4階

電話番号 045-651-1229

メールアドレス kanaya.20073@kanagawa-pho.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者(以下、「参加者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 神奈川県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (3) 神奈川県入札参加資格者名簿(コンサル)において認定業種として「建築設計」に登録されているもの。
- (4) 神奈川県競争入札で指名停止の措置を受けている期間中でないこと。ただし、参加申請書等の提出期限の日から契約締結の時までの間に、神奈川県から指名停止の措置を受けたと

きは、参加資格を喪失するものとする。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団員等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用しているものでないこと。
- (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の神奈川県の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けたものについては、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

5 参加者の条件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

(1) 企業の実績に関する要件

平成24年4月1日から本件公告日までに、次のア及びウ又はイ及びウに掲げる条件を満たす基本設計を含む設計業務を履行した実績を有する者であること。（共同企業体による受注の場合は、代表企業であるものに限る。）

ア 公立病院（独立行政法人、国立大学法人、自治体、地方独立行政法人等）又は公的病院（医療法第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院）のうち、一般病床数が200床以上の新築又は改築（ただし、一部増改築の場合はその設計対象部分が当該条件に該当するものに限る）

イ アに類する新築又は改築として当機構が認めるもの

ウ 同一敷地内において病院を運営しながらの施工による建て替え

(2) 業務実施上の要件

ア 業務の実施体制

- (ア) 管理技術者1名と及び各業務分野の主任技術者をそれぞれ1名選任すること。なお、主任技術者の業務分野及び業務内容は次の表による。

業務分野	業務内容
総合（意匠）	平成31年国土交通省告示第98号における別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構造	同上「構造」
電気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

注1 「管理技術者」とは、「公共建築設計業務標準委託契約約款」第16条の定義による。

注2 「主任技術者」とは、管理技術者の中で各業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

- (イ) 管理技術者は及び主任技術者は、組織に属する者から選任すること。
- (ウ) 配置予定技術者（参加資格で配置を求める技術者をいう。）は参加申請期限の日以前に、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
- (エ) 管理技術者は、主任技術者を兼任しないこと。
- (オ) 主任技術者は、他の業務分野の主任技術者を兼任しないこと。

イ 配置予定技術者の資格等

- (ア) 管理技術者
 - a 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士であること。
 - b 管理技術者、総合（意匠）業務分野の主任技術者又はこれらに準ずる立場として、平成24年4月1日から本件公告日までに、次に掲げる条件をすべて満たす基本設計を含む設計業務を履行した実績を有する者であること。
 - ・（1）のア又はイ
 - ・（1）のウ
- (イ) 主任技術者
 - a 必要な資格は、次表のとおりとする。

業務分野	必要となる資格 (次のいずれかに該当すること)
総合（意匠）	・一級建築士
構造	・構造設計一級建築士 ・一級建築士
電気	・設備設計一級建築士 ・一級建築士 ・建築設備士
機械	・設備設計一級建築士 ・一級建築士 ・建築設備士

- b 管理技術者、当該分野の主任技術者又はこれらに準ずる立場として、平成24年4月1日から本件公告日までに、次に掲げる条件をすべて満たす基本設計を含む設計業務を履行した実績を有する者であること。
 - ・（1）のア又はイ
 - ・（1）のウ

6 契約の候補者の選定までの流れ

- (1) 上記4、5の要件をすべて満たす参加者が参加申請書を提出する。
- (2) 参加申請書を提出した者に参加資格確認の通知を行い、参加資格が「有」とされた者は提案書を提出する。
- (3) 提案書等の評価にて、プレゼンテーション及びヒアリング（以下、「プレゼンテーション等」という。）を実施し、提案内容等を総合的に審査し、契約候補者を選定する。
- (4) 審査の結果、最高得点者が複数であった場合は、最高得点者のみを対象とした投票を行い、契約候補者を選定する。
- (5) 契約候補者を優先契約交渉権者とし、本業務の随意契約手続きを進める。ただし、契約候補者との間で契約を締結することができない場合には、次点者を優先契約交渉権者とする。

- (6) その他、不測の事態が生じた場合は、足柄上病院再整備事業基本設計等業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の判断により、協議の上決定する。

7 スケジュール（予定）

本プロポーザルのスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

手続等	期日・期限
プロポーザルの公告	令和4年4月19日（火）
質問の締め切り	令和4年4月22日（金）17時
質問への回答	令和4年4月26日（火）
参加申請書等の受付締め切り	令和4年4月27日（水）17時
参加資格確認の通知、提案書の提出要請	令和4年4月28日（木）
提案書等の受付締め切り	令和4年5月11日（水）17時
提案書等の評価（プレゼンテーション等）	令和4年5月中旬
審査結果の通知	提案書等の評価後
契約締結	審査結果の通知後

8 手続等に関する事項

(1) 資料

ア 配布資料

- ・足柄上病院再整備事業基本設計等業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領
- ・足柄上病院再整備事業基本設計等業務委託に係る公募型プロポーザル参加申請書作成要領
- ・足柄上病院再整備事業基本設計等業務委託に係る公募型プロポーザル提案書作成要領
- ・設計業務委託契約書（案）
- ・足柄上病院再整備事業設計業務委託共通仕様書
- ・足柄上病院再整備事業基本設計等業務委託特記仕様書（案）
- ・参加申請書等様式（様式1～様式3）
- ・提案書等様式（様式4～様式5－4）
- ・参考資料一式（調査設計書等）

イ 配布場所

- ・神奈川県立病院機構のホームページよりダウンロードすること。

ウ 配布期間

- ・公告の日から令和4年5月11日（水）まで

(2) 質問及び回答

ア 質問方法

本プロポーザルについて質問がある場合は、下記お問い合わせフォームから送信すること。

《お問い合わせフォームアドレス》

<https://kanagawa-pho.jp/mailform/1595/mfp04/index.html>

イ 質問受付期限

公告の日から令和4年4月22日（金）17時まで

ウ 質問に対する回答

回答は令和4年4月26日（火）を目途に、電子メールにより行う。

(3) 参加申請書の提出

ア 受付期間 公告の日から令和4年4月27日（水）17時

（土日・祝日を除く9時から17時まで）

イ 提出場所 上記「3窓口・問い合わせ先」と同じ

ウ 提出部数 正本1部、副本14部（写真はカラーコピーとしてもよい。）

上記の他、電磁的書類を電子媒体で1部提出。

※PDF形式とし、ファイルは様式別に分けること。また、ファイル名は様式番号とする。

エ 提出方法 持参、郵送（簡易書留郵便に限る。受付期間内に必着のこと。）

(4) 提案書提出の要請

参加資格確認の結果が「有」の者に、提案書の提出を要請する。

(5) 提案書の提出

ア 受付期間 令和4年4月28日（木）から令和4年5月11日（水）17時

（土日・祝日を除く9時から17時まで）

イ 提出場所 上記「3窓口・問い合わせ先」と同じ

ウ 提出部数 正本1部、副本14部（写真はカラーコピーとしてもよい。）

上記の他、電磁的書類を電子媒体で1部提出。

※PDF形式とし、ファイルは様式別に分けること。また、ファイル名は様式番号とする。

エ 提出方法 持参、郵送（簡易書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

(6) 参加を辞退する場合

提案書を提出したものが、以降の参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を1部、持参又は郵送にて提出すること。

9 契約候補者の選定に関する事項

契約候補者の選定は、以下の審査委員会による。

(1) 審査委員会

審査委員会の委員は、外部委員と当法人の職員等5名程度で構成する。

(2) 契約候補者選定

審査委員会が、契約候補者の選定を行う。

ア 提案書等の審査

審査委員会が、提案書及びプレゼンテーション等の内容について総合的に審査し、契

約候補者を選定する。

(3) プレゼンテーション等

- ア 対象者 参加資格確認の通知の結果が「有」の者。
- イ 日程 令和4年5月中旬（※参加資格確認通知と合わせて詳細を連絡する。）
- ウ 場所 神奈川県立病院機構 本部事務局
- エ 説明者 管理技術者1名、総合（意匠）担当主任技術者1名を含む5名までとする。
- オ プレゼンテーション等の方法
詳細については、参加資格確認の通知と合わせて別途通知する。
- カ 審査結果の通知等
契約候補者として選定された者に対してはその旨の通知を、選定されなかった者に対してはその旨を、書面により通知する。なお、審査結果についての質疑及び異議は受け付けない。
- キ 審査結果の公表
契約候補者の名称を神奈川県立病院機構のホームページで公表する。

10 業務の契約

(1) 契約の締結交渉

本プロポーザルにより選定された契約候補者を優先契約交渉権者として、本業務の契約締結の交渉を行う。

- ア 契約方法は、随意契約とする。
- イ 本業務の委託料は、「2（5）業務委託費」に記載する上限金額の範囲内とし、優先契約交渉権者が提出した価格提案書（見積書）とする。
- ウ 優先契約交渉権者との契約締結交渉が不調となった場合は、本プロポーザルの次点者に契約交渉権が与えられる。

(2) 契約締結

- ア 発注者が指定する様式により契約書を作成するものとする。
- イ 発注者は、業務委託契約を締結したときは、速やかに結果を公表する。
- ウ 受注者は、契約締結前に建築士法第24条の7に基づく重要事項説明を行った上、「重要事項説明書」を2部提出すること。併せて、「法第22条の3の3に定める記載事項」を2部提出すること。

(3) 技術者の配置

参加申請書及び提案書の提出後において、記載した配置予定の技術者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由等により変更を要請する場合は、変更する者が同等以上の技術者であるとの発注者の承諾を得なければならない。また、正当な理由無く配置予定の技術者を本業務に配置できなくなった場合には、本業務委託契約を締結しないこと、又は解除することができるものとする。

(4) その他

提案書等の提出者が1者のみの場合であっても、審査基準等に従って審査を実施し、その提案内容が本業務の受注者に適していると認められる場合は、優先契約交渉権者として選定し、本業務の契約締結の交渉を行う。

11 提出書類の取り扱い及び著作権

- (1) 本プロポーザルに係る全ての提出書類等は返却しない。
- (2) 提出書類等に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、参加者に帰属するものとする。
- (3) 第三者が権利を有する著作物を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを提案者において行うこと。
- (4) 提案に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、参加者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。
- (5) 本病院は、本プロポーザルに関し、公表等の必要があると認められる場合には、提案書等は無償で使用し、複製を作成し、又は公開することができるものとする。この場合は、参加者名を明示する。

12 その他

- (1) 本要領に基づく手続きにおいて、言語は日本語、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものを使用することとする。
- (2) 本プロポーザルへの参加に要した費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出期限までに参加申請書を提出しない者及び提案書の提出要請を受けなかった者は、提案書を提出できないものとする。
- (4) 本業務の受注者と再整備事業に係る実施設計業務等の随意契約についての協議を予定している。（ただし、本業務の受注者が誠実に業務を遂行したと認められる場合に限る。）